

事務ガイドライン 第三分冊:金融会社関係 10 特定金融会社等関係 新旧対称表

改正案	現 行
<p>10 特定金融会社等関係</p> <p>10-2 特定金融会社等の登録等に関する定期報告等</p> <p>10-2-1 登録関係</p> <p>(1) 登録又は登録の拒否を行った場合には、その都度、登録済通知書(写)又は登録拒否通知書(写)を<u>金融庁担当局長</u>あて送付するものとする。</p> <p>(2) 廃止等届出書を受理した場合には、その都度、当該届出書(写)を<u>金融庁担当局長</u>あて送付するものとする。</p> <p>(3) <u>(削除)</u></p> <p>10-2-2 業務又は経理の状況に関する報告書</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)による報告書を受理した場合は、当該提出期限の翌月末までに、当該報告書(写)を<u>金融庁担当局長</u>あて送付するものとする。</p> <p>10-4 行政処分を行う際の留意点</p> <p>10-4-6 監督処分の通知</p> <p>(1) 法第 11 条第1項及び第2項の規定による行政処分を行った場合は、<u>金融庁担当局長</u>に通知するものとする。</p> <p>(2) 法第 13 条の規定による公告を行ったときは、当該公告に係る官報の写しを、<u>金融庁担当局長</u>及び他の財務局長に対して送付するものとする。</p>	<p>10 特定金融会社等関係</p> <p>10-2 特定金融会社等の登録等に関する定期報告等</p> <p>10-2-1 登録関係</p> <p>(1) 登録又は登録の拒否を行った場合には、その都度、登録済通知書(写)又は登録拒否通知書(写)を<u>監督局長</u>あて送付するものとする。</p> <p>(2) 廃止等届出書を受理した場合には、その都度、当該届出書(写)を<u>監督局長</u>あて送付するものとする。</p> <p>(3) <u>半期間(4月から9月までの間及び10月から翌年3月までの間)ごとの登録状況を別紙様式2により作成し、10月末又は4月末までに監督局長あて報告するものとする。</u></p> <p>10-2-2 業務又は経理の状況に関する報告書</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)による報告書を受理した場合は、当該提出期限の翌月末までに、当該報告書(写)を<u>監督局長</u>あて送付するものとする。</p> <p>10-4 行政処分を行う際の留意点</p> <p>10-4-6 監督処分の通知</p> <p>(1) 法第 11 条第1項及び第2項の規定による行政処分を行った場合は、<u>監督局長</u>に通知するものとする。</p> <p>(2) 法第 13 条の規定による公告を行ったときは、当該公告に係る官報の写しを、<u>監督局長</u>及び他の財務局長に対して送付するものとする。</p>